第一条第二項第十二号中「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」を削り、同項第十七号中「）を除く。）」の下に「又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）」を加え、同項第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境の整備又は安全・安心な環境の確保のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

二十五の三　指定市町村（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第一項の指定市町村をいう。）及び指定都道府県（同条第二項の指定都道府県をいう。）について、避難住民（同条第三項の避難住民をいう。）及び特定住所移転者（同条第五項の特定住所移転者をいう。）との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

第一条第二項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二　次の表の上欄に掲げる特定県について、東日本大震災による被害を受けた地域における定住の促進のために、津波により滅失し、又は損壊した住宅（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業及び国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業の対象となるものを除く。）の再建に係る事業を実施するための基金の積立て等に要する経費として総務大臣が調査した額又は下欄に掲げる額のいずれか少ない額

県	額
青森県	四億七、八一一万円
岩手県	二一四億六、〇九三万円
宮城県	七〇八億五、五六七万円
福島県	一〇三億六二二万円
茨城県	四億五、五一一万円
千葉県	一一億四、五八六万円

第一条第四項中「当該団体に対して交付すべき平成二十四年度分」を「第二項の規定に基づき算定した三月分」に改め、「とする。」の下に「この場合において、三月分の震災復興特別交付税の額が負数となるときは、当該額を零とする。」を加え、同条第五項中「前項」の下に「後段」を加え、「平成二十四年度分」を「三月分」に、「場合の措置」を「額の措置」に改め、同条に次の二項を加える。

6　第二項第二十七号の二の規定により算定した額が同号の表の上欄に掲げる特定県（当該特定県内の市町村を含む。以下この項及び次項において同じ。）において平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に同号に掲げる事業に実際に要した経費を上回る場合、当該上回る額については、前二項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

7　前項の場合において、当該事業の実施状況及び東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して必要があると認める特定県については、前項に定める期間を延長することができる。

別表第二号中「東日本大震災復旧・復興推進調整費」を「東日本大震災復興推進調整費」に改め、同号に次のように加える。

（五十六）	水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。）	

別表に次の二号を加える。

三	（一）	土地改良法第九十条第一項の規定による負担金
	（二）	港湾法第五十二条第二項の規定による負担金
	（三）	道路法第五十条第一項の規定による負担金
四	（一）	森林法第四十六条第二項の規定による補助金
	（二）	森林法第百九十三条の規定による補助金
	（三）	道路法第五十六条の規定による補助金
	（四）	地すべり等防止法第二十九条の規定による負担金
	（五）	農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
	（六）	社会資本整備総合交付金
	（七）	放射性物質汚染廃棄物処理加速化事業費補助金

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十四年十月財務省・農林水産省・経済産業省告示第十一号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十五年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ロ　円高等対策特別相談窓口